

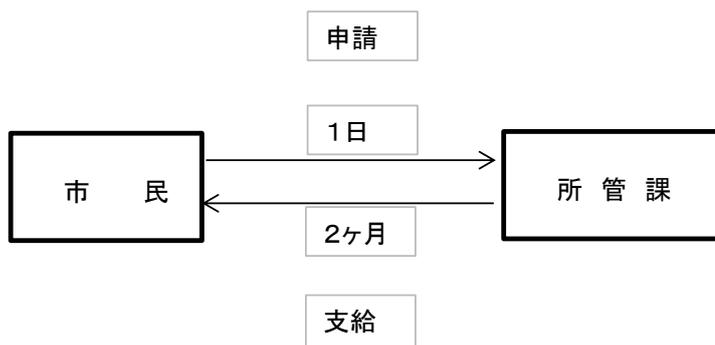
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 84

| | | |
|------------|--|-----|
| 処 分 名 | 標準負担額減額の特例(入院時生活療養費差額) | |
| 処 分 の 概 要 | 申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号) | |
| 条 項 | 第27条の14の4第6項 | |
| 所 管 課 | 国保・年金課 | |
| 経由機関での処理期間 | 5日程度 | |
| 所管課での処理期間 | 2ヶ月 | |
| 標準処理期間 | 計 | 2ヶ月 |
| 審査基準 | <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H18.9.29 保国発第0929002号)第3に該当するもの。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>国民健康保険法施行規則</p> <p>第二十七条の十四の四</p> <p>6 第二十六条の五(第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定は、限度額適用・減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、第二十六条の五の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第一項中「減額しない食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費」とあるのは「又は当該生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」と、同条第二項中「食事療養を」とあるのは「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養について支払った生活療養標準負担額」と、同条第三項中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H18.9.29 保国発第0929002号)第3</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。